

『H26年分国外財産調書状況 総財産額3兆1,150億円』

国税庁はこのほど、平成26年分(平成26年12月31日分)の国外財産調書の提出状況を発表した。近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化が喫緊の課題となっていることから、国外財産の保有者からその保有する国外財産について申告してもらう仕組みとして、国外財産調書の提出制度が創設され、平成26年1月から施行されている。内訳は以下のとおり。



(1) 総提出件数: 8,184件※東京局5,382件(65.8%)、大阪局1,054件(12.9%)、名古屋局632件(7.7%)、その他1,116件(13.6%)

(2) 総財産額: 3兆1,150億円※東京局2兆3,501億円(75.4%)、大阪局3,637億円(11.7%)、名古屋局1,648億円(5.3%)、その他2,364億円(7.6%)

(3) 財産の種類別総額・財産の種類総額構成比: 有価証券1兆6,845億円(54.1%)、預貯金5,401億円(17.3%)、建物2,841億円(9.1%)、貸付金1,164億円(3.7%)、土地1,068億円(3.4%)、上記以外の財産3,831億円(12.4%)。



『本人交付用の源泉徴収票等 個人番号の記載不要に』

このほど所得税法施行規則等が一部改正され、本人交付用の税務関係書類9種類について、記載事項から「個人番号」が除かれることとなった。これまでは、従業員らの住宅ローン等の所得証明のために企業が交付する「給与所得の源泉徴収票」に記載された本人や控除対象配偶者の個人番号には、その都度マスキング等を行う必要があった。しかし、関係民間団体等から事務コストや情報流出のリスクの増加について懸念の声があったと見られる。

同改正は記載を禁じてはおらず、記載の要望があればそれに応じることができるが、そのままでは金融機関等への提出が認められないため結局はマスキング等を行わなければならない。既に企業側が自社でマスキング等できるシステムを構築している場合は、その継続も可能。なお、税務署提出用には従来通り、番号の記載が必要である。

記載が不要となる税務関係書類: 1) 給与所得の源泉徴収票 2) 退職所得の源泉徴収票 3) 公的年金等の源泉徴収票 4) 配当等とみなす金額に関する支払通知書 5) オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書 6) 上場株式配当等の支払に関する通知書 7) 特定口座年間取引報告書 8) 未成年者口座年間取引報告書 9) 特定割引債の償還金の支払通知書

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL: (052) 331-1768 FAX: (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com